復興庁令

○復興庁令第一号

所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の一部の施行に伴い、並びに東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）及び福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）を実施するため、東日本大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

東日本大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令

（東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部改正）

第一条　東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項、第十二条第一項及び第十五条第一項中「又は連結事業年度」を削る。

第十七条第一項第二号中「又は第二十六条の三第一項」及び「又は連結事業年度」を削り、同項第三号イ中「又は連結事業年度」を削り、「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に、「若しくは同項第九号」を「又は同項第九号」に改め、「以下イにおいて単に「農業協同組合等」という。）又は同法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人である農業協同組合等を含む。」を削り、同号ロ中「又は連結事業年度」を削る。

第十八条第一項及び第二十四条第一項第二号中「又は連結事業年度」を削る。

別記様式第一の一中「、第17条の２第１項及び第25条の２第１項」を「及び第17条の２第１項若しくは第２項又は第25条の２第１項若しくは第２項」に、「、第17条の２第１項第１号イ若しくは第２号イ又は第22条の２第１項第１号イ若しくは第２号イ」を「又は第17条の２第１項第１号イ若しくは第２号イ」に、「、第17条の２第１項第１号ロ又は第22条の２第１項第１号ロ」を「又は第17条の２第１項第１号ハ若しくは第２号ロ又は第22条の２第１項第１号ハ若しくは第２号ロ」を「又は第17条の２第１項第１号ハ若しくは第２号ロ」に、「、第17条の２第１項第１号ニ若しくは第２号ハ又は第22条の２第１項第１号ニ若しくは第２号ハ」を「又は第17条の２第１項第１号ニ若しくは第２号ハ」に改める。

別記様式第二の四中「、第17条の２第１項及び第25条の２第１項」を「及び第17条の２第１項若しくは第２項又は第25条の２第１項若しくは第２項」を「又は第17条の２第１項若しくは第２項」に、「、第17条の２第１項第１号イ若しくは第２号イ又は第22条の２第１項第１号イ若しくは第２号イ」を「又は第17条の２第１項第１号イ若しくは第２号イ」に、「、第17条の２第１項第１号ロ」を「又は第17条の２第１項第１号ロ」に、「、第17条の２第１項第１号ハ若しくは第２号ロ又は第22条の２第１項第１号ハ若しくは第２号ロ」を「又は第17条の２第１項第１号ハ若しくは第２号ロ」に、「、第17条の２第１項第１号ニ若しくは第２号ハ又は第22条の２第１項第１号ニ若しくは第２号ハ」を「又は第17条の２第１項第１号ニ若しくは第２号ハ」に改める。

別記様式第五の六中「又は第26条の３第１項」及び「又は連結事業年度」を削り、「第42条の４第８項第７号」を「第42条の４第19項第７号」に、「若しくは同項第９号」を「又は同項第９号」に改め、「（注２において「農業協同組合等」という。）又は同法第68条の９第８項第６号に規定する中小連結法人（法人税法（昭和四十年法律三十四号）第２条第12号の６の７に規定する連結親法人である農業協同組合等を含む。）」及び「若しくは連結事業年度」を削る。

別記様式第八の一中「（第30条関係）」を「（第23条関係）」に、同第八の二中「（第31条関係）」を「（第24条関係）」に、同第九の一中「（第39条関係）」を「（第32条関係）」に、同第九の二中「（第42条関係）」を「（第35条関係）」に、同第十中「（第43条関係）」を「（第36条関係）」に改める。

（福島復興再生特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「又は連結事業年度」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この庁令は、令和四年四月一日から施行する。

（東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の東日本大震災復興特別区域法施行規則（以下「新規則」という。）第十七条第一項の規定及び別記様式第五の六は、法人のこの庁令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。）第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「旧震災特例法」という。）第二条第三項第三十三号に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（令和二年改正法第三条の規定による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。）が施行日前に開始した事業年度（以下「旧事業年度」という。）を除く。）においてされる指定（東日本大震災復興特別区域法第四十条第一項に規定する指定をいう。次項において同じ。）について適用する。

２　法人の施行日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）及び連結親法人（旧震災特例法第二条第三項第七号に規定する連結親法人をいう。以下同じ。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係（同項第十三号に規定する連結完全支配関係をいう。以下同じ。）にある連結子法人の連結事業年度（同項第五号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）においてされる指定については、第一条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法施行規則（以下「旧規則」という。）第十七条第一項の規定及び別記様式第五の六は、なおその効力を有する。